

罪を犯した人の円滑な社会復帰を支援するために次の3点に重点的に取り組めます。

① 「住居の確保に向けた支援」 (資料①P10)

- ・市営住宅の提供
- ・居住支援協議会による物件の紹介支援
- ・住宅入居に際しての保証人不在の問題の解決
- ・養護老人ホームの利用
- ・住居確保給付金の給付

② 「就労に関する支援」 (資料①P10)

- ・刑務所出所者等への就労支援の普及啓発による協力事業主数の拡大
- ・協力事業主の雇用促進
- ・生活保護世帯への就労支援員の求職活動支援
- ・生活困窮者自立支援制度による自立相談支援、就労準備支援
- ・鶴岡ワークサポートルームによる内職の紹介
- ・協力事業主に対する建設工事の等級別格付の加点

③ 「福祉、住居、就労、地域、教育」等 各分野担当課の庁内会議による情報共有と連携 (資料①P14)